

事務連絡  
平成30年4月18日

事業主 各位  
担当者 各位

伊藤忠連合企業年金基金  
(公印省略)

## 脱退一時金受け取り方法の選択肢の拡大について（ご案内）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成30年5月1日施行の確定給付企業年金法の改正（「ポータビリティの拡充」）により、加入期間が20年以上ある方についても、当該脱退一時金相当額を他制度（再就職先が実施する確定給付企業年金や確定拠出年金等）へ移換することを申し出ることが可能となりましたのでご案内致します。

尚、脱退一時金の受取方法の拡大は加入期間20年以上で資格喪失時に60歳未満の方が対象となっておりますので、資格喪失時に60歳以上の方はこれまで通り当基金から、一時金もしくは年金をうけとることとなることに変更はございません。

詳細は別紙『脱退一時金受給にあたってのご案内』と『FAQ』をご確認ください。尚、これに伴い「加入期間20年以上」の方の「企業年金給付金選択書」の書式も変更されておりますので、加入期間20年以上の方については、今回同封の「給付金選択書」と「脱退一時金受給にあたってのご案内」をお渡しください（ただし加入期間20年以上で資格喪失時に60歳を超えている方は、「移換できない」為、「給付金選択書のみ」お渡しください）。

※当基金のHPの該当の「選択書」と「脱退一時金受給にあたってのご案内」は速やかに改定させていただきますが、その他の内容につきましては平成30年5月中の改定を予定しております。

※資格喪失後1年以上経過している場合（厚生年金基金への移換の場合は、資格喪失後1年以上または当該厚生年金基金への加入後3カ月以上経過した場合）または移換の申出前に60歳に到達された場合に当該移換の申出は行うことができませんので、ご注意ください。

敬具

# F A Q

## Q1 従来と何が変わりましたか？

A 変更点は下記の2点となります。

- ①加入期間20年以上の方で、退職時に60歳未満の方の選択肢について「他制度への移換」が増えました。
- ②「加入期間20年以上の方の選択書」と「脱退一時金にあたってのご案内」が変更となりました。

※これまで、「脱退一時金受給にあたってのご案内」については、「加入期間20年未満」の方にお渡ししておりましたが、今後は「加入期間20年以上」かつ「60歳以降に資格喪失」の以外の方にも「脱退一時金受給にあたってのご案内」をお渡し頂くこととなりますのでご注意願います。

## Q2 基金から年金もしくは一時金でもらうのと他の制度へ移換をするのとどちらが得ですか？

A 対象者の方の今後のライフプラン等によって異なる為、どの選択が得かということは一概には言えません。しかし、将来年金で受け取る場合には企業年金連合会へ移換するよりも当基金から受給をしたほうが年金額が多いと考えられます。尚、他制度に移換する場合につきましては、「脱退一時金相当額」を新しい制度へ移換することとなります。詳しい給付等の方法につきましては各移換先の制度にご確認頂き、当基金の年金額及び一時金額と比較しご検討ください。

### ①企業年金連合会へ移換する場合

連合会へ移換後の年金額等につきましては、企業年金連合会のホームページの「年金試算シミュレーション」に脱退一時金相当額等を入力することでご確認いただくことができます。ホームページ <https://www.pfa.or.jp/pwap/pub/shisan/nenkin>

その他詳しい給付の内容につきましては、「企業年金連合会 年金サービスセンター 年金相談室」  
電話 0570-02-2666 (PHS・IP 電話からは 03-5777-2666)までお問合せください。

### ②今後お勤めになる企業様の「確定給付企業年金」「厚生年金基金」「確定拠出年金」等へ移換する場合

今後お勤めの予定の企業様へご確認ください。

### ③国民年金基金連合会の個人型確定拠出年金へ移換する場合

各金融機関の窓口等でご確認頂くか下記の宛先までご連絡ください。

連絡先 イデコ (iDeCo) ダイアル 0570-086-105 (ナビダイヤル)

ホームページ <https://www.ideco-koushiki.jp/>

## Q3 60歳になる直前に退職するものが他制度への移換を検討しているのですが、何か注意することはありますか？

A 移換先の制度によっては、60歳になるまでに移換完了を求められるケースもございます。そのため60歳になる直前の方が他制度への移換を検討する場合は、その選択の可否を含め、一度当基金までご連絡頂けたらとおもいます。